

平成30年北海道胆振東部地震災害義援金の募集について

平成30年9月6日に胆振地方中東部を震源とする地震により、道内において人的被害をはじめ、家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、179市町村に災害救助法が適用されました。

この災害で被災された方への支援のため、妙高市共同募金委員会では、下記のとおり義援金を受付しています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただいた義援金は配分委員会を通じて、被災者に配分されます。

記

1. 義援金の受付

①義援金の名称「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金」

②受付期間 平成31年3月31日（日）まで

2. 受付場所

・いきいきプラザ 1階 入口受付、3階 社会福祉協議会窓口

・妙高保健センター 1階 社会福祉協議会妙高支所

・妙高高原支所 1階 社会福祉協議会妙高高原支所

※領収書が必要な場合は、窓口でその旨をお伝えください。領収書を発行します。

3. 問い合わせ

妙高市共同募金委員会(妙高市社会福祉協議会)

妙高市中町4番16号 いきいきプラザ3階

電話 0255-72-7660